

山鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市規則第18号

山鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

山鹿市行政組織規則（平成17年山鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「、特に必要があるときは」を削り、同項の表総務部人権啓発課の項の前に次のように加える。

総務部総務課	行政改革推進室	(1) 業務改革の推進に関すること。 (2) 組織改革の推進に関すること。 (3) 窓口改革の推進に関すること。
--------	---------	--

第3条第2項中「それぞれ別表第2の」を「別表第2第1項又は第2項の表」に改め、同条第3項中「別表第2の」を「別表第2第1項又は第2項の表」に改める。

第7条の4の次に次の1条を加える。

（まちづくり推進監）

第7条の5 建設部都市整備課に、必要に応じて、まちづくり推進監を置く。

2 まちづくり推進監は、上司の命を受け、まちなかランドデザインの推進に関する事務を掌理する。

別表第1 総務部の部総務課の款行政系の項分掌事務の欄中第14号及び第15号を削り、同款職員系の項分掌事務の欄第8号を削り、同部情報政策課の款情報管理系の項中「情報管理係」を「情報管理・統計係」に改め、同項分掌事務の欄に次の2号を加える。

(4) 基幹統計その他の国勢及び市勢の基本に関する統計調査に関すること。

(5) 統計資料の収集及び保存並びに統計の解析に関すること。

別表第1 総務部の部情報政策課の款DX・行革推進系の項中「DX・行革推進係」を「DX推進係」に改め、同項分掌事務の欄第4号を削り、同部防災監理課の款を次のように改める。

防災監理課	防災監理係	(1) 危機管理及び防災に関すること。 (2) 防犯に関すること。 (3) 交通安全に関すること。 (4) 水防に関すること。 (5) 建設工事等の入札及び請負契約に関すること。 (6) 建設工事等の検査に関する事務の総括に関
-------	-------	--

	<p>すること。</p> <p>(7) 物品購入等の契約に関すること。</p>
--	---

別表第1 総務部の部財務課の款財産管理係の項中「財産管理係」を「公有資産マネジメント係」に改め、同項分掌事務の欄に次の1号を加える。

- (6) 他の所掌に係る建築工事のうち大規模なものの設計、施工又は工事管理に関すること。

別表第1 市民部の部市民課の款市民係の項第20号中「窓口業務の連携その他」を削り、同部環境課の款環境政策係の項分掌事務の欄第5号中「駆除」の次に「、飲用水の確保対策」を加え、同表商工観光部の部企業誘致課の款を削り、同表建設部の部建設課の款建設総務係の項分掌事務の欄に次の3号を加える。

- (6) 道路及び河川に係る用地の取得並びに登記に関すること。
- (7) 地籍調査に関すること。
- (8) 法定外公共物(農道、林道及び農業用水路を除く。)の境界の確認及び用途の廃止に関すること。

別表第1 建設部の部建設課の款用地対策係の項を削り、同部都市整備課の款を次のように改める。

都市整備課	計画景観係	<p>(1) 都市計画の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p>(2) 都市計画審議会及び都市計画の決定に関すること。</p> <p>(3) 都市計画のうち土地利用に関すること。</p> <p>(4) 住居表示制度に関すること。</p> <p>(5) 市街地開発事業に関すること。</p> <p>(6) 都市施設及び都市計画施設の整備に関すること。</p> <p>(7) 都市公園の整備及び管理に関すること。</p> <p>(8) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築協定その他建築物に係る規制に関すること。</p> <p>(10) 建築基準法の規定による道路位置の指定に関すること。</p> <p>(11) 良好な景観の形成に関すること。</p> <p>(12) 建築物の質の向上その他の良好な居住環境の形成に関すること。</p> <p>(13) 開発行為及び宅地造成に係る規制に関すること。</p>
-------	-------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第8条、第9条関係）

1 鹿北市民センター、菊鹿市民センター及び鹿央市民センター

係	事務分掌
地域市民係	(1) 市民相談に関する事。           (2) 行政連絡機構に関する事。           (3) 消防団に関する事。           (4) 防災及び災害対策に関する事。           (5) 防犯に関する事。           (6) 交通安全に関する事。           (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の標識の交付及び異動の申告の受付に関する事。           (8) 地域の活性化を図るための施策の企画及び立案並びに推進に関する事。           (9) 防災無線に関する事。           (10) 選挙事務に関する事。           (11) 支所の庶務に関する事。           (12) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。           (13) 民生委員・児童委員に関する事。           (14) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人の援護及び更生に関する事。           (15) 身体障害者（児）・知的障害者の援護及び更生に関する事。           (16) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。           (17) 印鑑登録に関する事。           (18) 自動車の臨時運行の許可に関する事。           (19) 畜犬の登録に関する事。           (20) 不法投棄に関する事。           (21) 前各号に掲げるもののほか、総務部、市民部、福祉部、農林部、商工観光部、建設部、水道局、農業委員会及び教育部が所掌する事務に関する申請等の受付、相談、証明等に関する事。

2 鹿本市民センター

係	事務分掌
地域係	(1) 第1項の表地域市民係の項事務分掌の欄中第1号から第11号までに掲げる事務に関する事。           (2) 前号に掲げるもののほか、総務部、市民部（地域生活課及び税務課に限る。）、農林部、商工観光部、建設部、水道局、農業委員会及び教育部が所掌する事務に関する申請等の受付、相談、証明等に関する事。

市民係	<p>(1) 第1項の表地域市民係の表事務分掌の欄中第12号から第20号までに掲げる事務に関する事。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市民部(地域生活課及び税務課を除く。)及び福祉部が所掌する事務に関する申請等の受付、相談、証明等に関する事。</p>
-----	--

別表第4中「用地対策監」の次に「まちづくり推進監」を加える。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(山鹿市防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する規則の一部改正)
- 2 山鹿市防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する規則(平成17年山鹿市規則第24号)の一部を次のように改正する。  
第4条第4項中「総務部防災監理課防災係長」を「総務部防災監理課防災監理係長」に改め、「各支所の」の次に「地域市民係長又は」を加える。  
様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。  
(山鹿市水道事業管理者への事務委任規則の一部改正)
- 3 山鹿市水道事業管理者への事務委任規則(平成17年山鹿市規則第177号)の一部を次のように改正する。  
本則中「次に掲げる」を「公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の徴収に関する」に改め、第1号及び第2号を削る。  
(山鹿市公営企業の指定職員に関する規則の一部改正)
- 4 山鹿市公営企業の指定職員に関する規則(平成22年山鹿市規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号ただし書中「業務係長」を「水道係長」に改める。